

### 交付金の概要

- 目的  
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象  
全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）  
※ 複数地方公共団体による「共同設置」も交付対象
- 交付限度額（整備事業・運営事業）

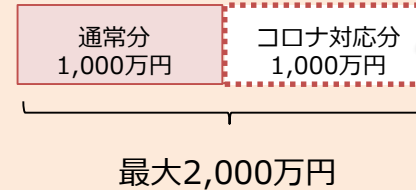
都道府県	1,000万円
外国人住民5千人以上	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満	500万円
外国人住民500人以上1千人未満	300万円
外国人住民500人未満	200万円
- 交付率  
整備事業：必要経費の10分の10  
※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費  
運営事業：必要経費の2分の1  
※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費  
※ 地方負担分については、財政運営に支障が生じないように、地方交付税措置が講じられる  
※ 運営事業、整備事業共に、企業版ふるさと納税に係る寄付金を地方公共団体が負担する経費に含むことが可能



### 新型コロナウイルス感染症対応の特例

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応のための特別な対応をする場合、**通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額（運営事業）**まで認める（令和4年3月末までの運営費が対象）。

例：A県（交付限度額1,000万円）



特例措置の対象となる経費の例

- 窓口時間を延長した場合の人員費・運営費
- コロナ関連の情報提供等のための翻訳費・印刷費
- 専用回線を開設した場合の通信費

### 事業スキーム

